

○經濟產業省告示第十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十条第六号並びに液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器等の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十一号）第五条第一項の規定に基づき、つきのとおり定めます。

各条項号の事由及び經濟産業大臣が定める期間を次のようとに定める

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年二月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。）

経済産業大臣が定めた期間

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同令第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間並びに同令第三十八条の二第一項及び第二項の規定による同令第二二七条各号の事項を記載し、当該事項と同一でなければ

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十条第二号から第五十一条第一号までの規定により認定対象消費者についての保安業務を行う期間が令和二年一月五日から同三年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「五年」とあるのは「五年四月」と、「十年」とあるのは「十年四月」とする。

三 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十一号）第五条第一項第一号の規定により認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される同号の表の上欄に掲げる保安確保機器のうち令和二年二月から同年三月までの間にそれぞれ製造年月から同表の下欄に掲げる期間を経過するものは、当該保安確保機器に応じ、当該期間をそれぞれ製造年月から次の表の下欄に掲げる期間とする。

保 安 確 保 機 器	期 間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	五年四月
液化石油ガス用繼手金具付低圧ホース (I類)	十年四月
液化石油ガス用繼手金具付低圧ホース (II類)	七年四月
調整器 (I類)	十年四月
調整器 (II類)	七年四月
液化石油ガス用繼手金具付高圧ホース (I類)	七年四月
液化石油ガス用繼手金具付高圧ホース (II類)	七年四月

○經濟產業省告示第十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和二年経済産業省告示第二百四十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の全部を次のように改正し、令和三年二月六日から適用する。

令和三年二月五

災害名	地域	指定の期間
令和二年七月豪雨による災害	山形県 寒河江市	令和二年七月四日から令和

西村山郡河北町 三年五月五日まで

○國土交通省告示第六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

兵庫県豊岡市九日市上町  
字大谷 三番一 三番 三番一

令和三年二月五日

大谷川  
石陰源第二の二地に傳る源川の名稱

(二) 砂防法第二条の土地の表三  
次に掲げる土地

103

砂防法第二条の土地の表二  
次に掲げる土地

この告示は、公布の日から施行する。